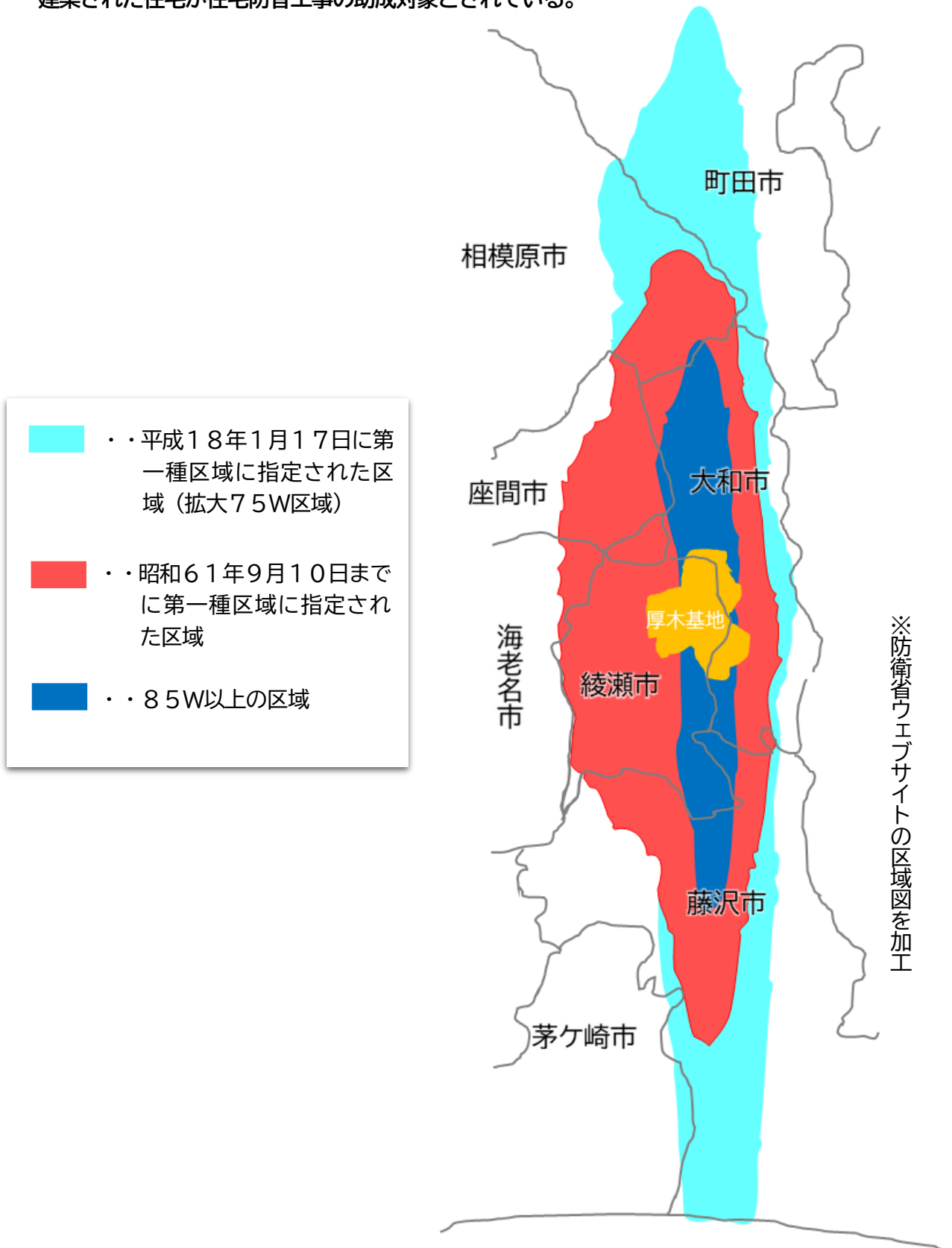


### 1 告示後住宅とは

国（防衛省）により昭和61年9月10日告示までに第一種区域に指定された区域（80W区域と従来75W区域。下図の赤色部分。）で、昭和61年9月11日以降に建築された住宅をいい、未だ住宅防音工事の助成対象とされていない住宅。

なお、平成18年1月17日告示で新たに指定された区域（拡大75W区域。下図の水色部分。）及び85W以上の区域（下図の青色部分）においては、平成18年1月17日までに建築された住宅が住宅防音工事の助成対象とされている。



## 2 厚木基地周辺6市における告示後住宅の世帯数（自治体別）

（世帯）

自治体名	世帯数
大和市	約20,000
綾瀬市	約10,000
相模原市	約18,000
座間市	約10,000
海老名市	約5,000
町田市	約100
合計	約63,100

※各世帯数の数値は防衛省南関東防衛局への聞き取りによる。

※このほかに、藤沢市に告示後住宅あり。

## 3 厚木基地周辺6市における住宅防音工事助成の待機世帯数（自治体別）

（世帯）

自治体名	防音工事	防音建具機能 復旧工事	空気調和機器機能 復旧工事
大和市	1,453	13,273	2,325
綾瀬市	382	4,250	516
相模原市	409	5,531	2,114
座間市	121	3,091	437
海老名市	5	791	156
町田市	831	2,271	2,265
合計	3,201	29,207	7,813

※各世帯数の数値は防衛省南関東防衛局への聞き取りによる。

※令和5年3月31日時点

※このほかに、藤沢市・茅ヶ崎市に待機世帯あり。